

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案について（骨子）

1. 特例措置の期限延長

○特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が代行することができる期限を、平成34年3月31日まで10年間延長する。

○特別豪雪地帯における公立小中学校の分校舎等についての新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げの適用期限を、平成34年3月31日まで10年間延長する。

2. 除排雪の体制の整備

○雪処理の担い手の確保・育成のため、建設業団体その他の非営利団体との連携等による地域における除排雪の体制の整備に関する規定を新たに設けることとする。

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

3. 空家に係る除排雪等の管理の確保

○除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害を防止する観点から、空家に係る除排雪等の管理の確保に関する規定を新たに設けることとする。

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 雪冷熱エネルギーの活用促進

○豪雪地帯において自然エネルギーの活用を推進する観点から、雪冷熱エネルギーの活用促進に関する規定を新たに設けることとする。

国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。